



もくじ

寄稿 財団設立40周年に寄せて

京都大学名誉教授 2
当財団専門委員 川上 貢
財団法人冷泉家時雨亭文庫
理事長 冷泉為人
京都市文化市民局文化芸術都市推進室
文化財保護課長 梶川敏夫

○ 保護財団の活動 10

2009.11.1
98

会報



財団設立 40 周年に寄せて

川上 貢

財団法人京都市文化観光資源保護財団は昭和 44 年（1969）12 月に設立されていて、今年は設立 40 周年を迎えるにあたり会報の記念号が編まれ、一文をもとめられた。

延暦 13 年（794）に建都されて 1200 年余の長い歴史をもつ京都には、数多くの歴史的文化遺産が残されている。この貴重な遺産を保護し後世に伝えていく重い課題に応える施策の一つとして本財団が設立された。ここに冠せられる文化観光資源とは古都京都が誇る歴史的文化遺産をいい、国内だけでなく世界の各国から京都を訪ねる多くの観光客が目指す観光対象であって、それらは高い経済的効果をもたらす貴重な存在である。

この文化観光資源は文化財として評価されている建築や絵画、彫刻、工芸の美術そして庭園をはじめとし芸能や祭礼の年中行事・民俗行事など多様、多彩な内容からなり永年の伝統と歴史のなかで育てられてきた。

本財団設立の目的はこれらの文化観光資源を保護し保存するための事業への助成、管理、そして調査ならびに保護思想の普及事業および募金活動の推進に努めることなどを主とするものである。

財団の組織の一つに文化財専門委員会があり、歴史、建築、美術、都市景観、防災の各分野別の専門委員によって構成されていて、これらの分野における保護事業の助成についての諮問に対して審議する。

筆者はこの専門委員会の委員の一人として建築関係の分野を担当している。

建築の場合、助成の申請があるのは社寺がほとんどであり、この 40 年のあいだに助成した数は極めて多い。社寺の境内には多くの建物が所在しており、本殿や本堂など主要な建物には付属屋、門、仕切りの築地塀、土塀などが所在している。これらは指定物件に近く所在していて共に機能を補うことでき値を高め、より良い景観を構成する効果を生んでいる。

例えば上賀茂神社の場合に本殿をはじめとし付属の廊や殿舎や摂社、末社など文化財に指定されているものは多い。しかし、本殿の左右と背面を囲む築地塀は指定の対象に入っていない。そのため本殿の修理とは切り離してこれらの修理については工事費は別途に計上され、所有者の自己負担を補うために、築地塀の屋根替え工事の助成を財団へ申請されている事例がみられる。このような未指定建物の維持管理と保存を支援するうえに財団の助成は大きな力になっている。

また、仁和寺では寛永 18 年（1641）に寺伽藍が再興されていて主要な金堂、五重塔、御影堂が旧法の国宝建造物に指定されていた。同じ時に造立された他の諸建物は指定からもれていた。それらのうち觀音堂（写真 1）が昭和 45 年に、中門が 46 年に、九所明神本殿および左右の脇殿が 47 年に継続して各屋根葺替修理工事が行なわれ財団が助成している。そして昭和 48 年にこれらは一括して国の重要文化財に指定されている。



写真 1 仁和寺觀音堂



写真 2 東福寺常樂庵

に対する理解は十分ではなく、伽藍の構成や殿堂に対して塔頭の建物の文化財指定は比較的に近年のことである。

東福寺の竜吟庵方丈は塔頭遺構のうちでも南北朝末の最古のもので、重要文化財への指定は昭和 28 年であり、同 38 年に国宝に格上げされた。

山内でこの竜吟庵方丈につづく国指定は常樂庵でありこの間に 45 年も経過した。常樂庵は幕末に焼失したが間もなく再建された。近世でも幕末期の建物への偏見が解消されるようになり、焼失以前の当初の規模や形式をほぼ踏襲して再建されていて、開山尊師を祀る開山塔の古式を伝える貴重な遺構である。

このような事例からうかがえるように本財団の文化財遺産への長年にわたる支援と貢献は高く評価され、財団が今後なお大きく進展されることを望みたい。

（京都大学名誉教授・当財団文化財専門委員）

ここにみる財団の助成による修理が 3 か年継続して行われたことによって未指定建物への関心が強まり、次なる保存措置への動きを加速したのかもしれない。

東山東福寺の場合、その伽藍の主要部の三門、禅堂、東司、鐘楼、浴室は早くに国の文化財に指定されていたが、開山堂等の常樂庵（写真 2）は平成 9 年に国文化財に指定された。指定以前の昭和 48 年に開山堂の天井と二階伝衣閣の修理が行われていて、財団がその助成をしている。

仁和寺とは違ってここでは助成の時期から指定まで多くの時間が経過している。

禅寺の建物の様式を特徴づける禅宗様は和様、大仏様とならんで中世の建築を特色づけることで注目される。しかし、禅寺の建築の性格や機能

冷泉 為人

文化財の継承保存には何時の時代にあたっても、種々様々な課題がある。たとえば、①自然に経年劣化が起こる。これは宿命。いくら鄭重に文化財の継承保存に努力したとしても経年による劣化は起る。避けることはできない。②火災、風水、地震などの自然災害による、損傷や消滅がある。さらに③権力者の闘争や、国家・民族間の戦争や暴動による文化財の略奪、消滅などの起ることがある。

また、時代が大きく変革することによって、文化財の継承保存も大きく左右されることになる。第二次世界大戦後の日本がそれ。戦後の日本は世相が大きく変革した。

何でも「民主的」に「組織的」に、といわれてきた。政治は多数決の民主主義、企業は集団主義の組織重視。研究や犯罪捜査にあっても組織的な科学主義、客観性が重視された。それにひきかえ個性や感性に頼ることは何か悪いことのようにいわれてきた。

さらに、近代工業社会は物財の多いことが幸福であると信じられた。社会全体の物財の量を増やすには規格大量生産が一番。官僚の定めた方針に従って、組織的大企業や公的機関が規格大量生産に努力すればよい。そこには個性も創造性も要らない。かわりに勤勉と協調性と共に知識や技能があれば十分である。この考えが世間一般に広がり、そのお陰で自動車や家電品などの規格大量生産型産業が大いに隆盛になった。今日ではそれらにさらに「効率性」が追求されている。

こうした現代社会では、文化財の継承保存には課題が山積しているといわざるを得ない。どうしても一般民衆や経済性を優先させることになり、文化財の継承保存は後回しの後回しになる。その必要な金額は微々たるものであるにもかかわらず。

戦後まもなくの、昭和24年1月26日、法隆寺が焼失。これを機に翌昭和25年に「文化財保護法」が制定され、1月26日を「文化財保護デー」とした。これは、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」ものであるとする。誠に結構なことである。この文化財保護法に基づいて、今日の国宝、重要文化財が指定されることになっているのである。

現在、冷泉家時雨亭文庫は、国宝5件、重要文化財47件、点数にすると1000点をはるかに超える典籍・古文書類が国の文化財に指定されている。さらに住宅も重要文化財。これらの国の指定品の他、いわゆる未指定の文化財は2万点とも3万点ともいわれ、その全体像は把握しかねているのが現状である。

そもそも冷泉家時雨亭文庫は、先代冷泉家24代当主為任が住宅と冷泉家伝来の典籍類（歌書・歌論書）、さらに冷泉流歌道及び年中行事などの文化財を継承保存して社会に貢献する、とする趣旨でそれらを財団に移管したのである。それは昭和56年。これは先代の大英断であった。その結果、種々様々な修理修復が行われたのである。なかでも、念願であった冷泉家住宅平成大修理や、約60巻にも及ぶ大部な明月記の修復ができたのである。もちろん、前者の冷泉家住宅は重要文化財、後者の明月記は国宝に指定されている。

一方、未指定の文化財については、財団法人京都市文化観光資源保護財団の御支援、御協力をい



修復された「座敷前庭園」(写真上)と「常蔵」(写真下)

ただいで修理、修復を行ってきたものがある。

京都市文化観光資源保護財団は、京都市の出資金によつて昭和44年12月1日に設立された。前述のとおり、文化財保護法、古都保存法および観光基本法などによる法的な措置が講ぜられる文化財の他、すなわち法的な措置が講ぜられない文化財、つまり未指定の文化財が京都市内に多数存在する。これらが京都を「日本人の心のふるさと」として、京都を訪れる人々の心をなぐさめている。それら文化財を京都府、京都市が昭和57年、同時に、文化財保護条例を制定し、文化財保護の諸策が講じられたのである。これが京都市文化観光資源保護財団の使命、仕事と聞く。

この保護財団の支援を得て冷泉家時雨亭文庫は、昭和59年から今日(平成21年)に至るまでの間に、隨時、文化

財の修理を行ってきていた。それを列記すると次のとおり。「四曲一隻屏風花鳥図修理」「二曲一隻屏風林和靖・花鳥図修理」「六曲一双屏風紙本着色花鳥図修理」「六曲一双屏風金地山水小松図修理」「御新文庫移築修理工事・角蔵、常蔵修理工事」「座敷の庭整備工事」等。隨時、多数の未指定文化財の修理、修復を行い、大いに活用させていただいている。感謝々々。

ただここに感謝するだけではなく、イギリス、アメリカ、フランスなどの諸外国のように、ナショナルトラストのような国民的文化支援活動として確固たる財団運営がなされていくことを祈念している。すなわち、日本人の心のふるさととしての京都の文化、文化財の継承保存に努力し、それらの保護と活用を目指し、豊かな文化的な創造に寄与されることに理解を示されると共に、財団に対して皆様方の御支援、御協力を切望するものである。

(財団法人冷泉家時雨亭文庫 理事長)

昭和44年（1969）12月1日に設立された（財）京都市文化観光資源保護財団（以下、「保護財団」という）は、今年12月に設立40周年という記念すべき節目の年を迎える。

保護財団の活動時期と同じくして、京都市の文化財保護行政に長年奉職してきた職員の一人として、深甚より御祝い申し上げたい。

保護財団の設置目的は「京都市内の文化財、伝統行事、芸能など後世に継承するにたる文化観光資源を、周辺環境を含めて保護し、その活用によって豊かな文化の創造に寄与する」と謳われている。

保護財団がこれまで40年間、その目的にそって運営されてこられたのは、事務局職員の皆さんの日々の努力はもちろんあるが、当財団の理事長で、近畿日本鉄道株の山口昌紀会長をはじめとする理事、評議員の方々、さらに様々な専門分野でご指導を頂いた多くの学識経験者、そして公開事業等にご協力頂いた社寺ほか文化財所有者など、本当に多くの関係者の方々の支えがあってのことと、まずは感謝申し上げたい。

そして、何よりもこの長い間、保護財団の維持活動を可能にしたのは、この目的の趣旨に賛同し、貴重な浄財をご寄付頂いた京都市民をはじめとする、全国の多くの篤志者や企業から賜った寄付金

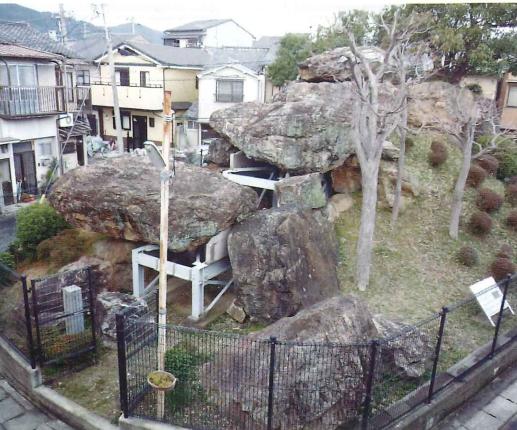
があってのことであり、それらを京都市文化観光資源保護基金として運用し、そこから生まれる利子（果実）を文化財保護事業等に充当されてきたからにほかならない。

しかし、低金利時代を迎え、さらにサポートすべき地方自治体も財政難に喘いでいる厳しい状況のもと、保護財団は京都を代表する四大行事（葵祭・祇園祭・時代祭・京都五山送り火行事）ほか無形文化財へ執行助成や、未指定文化財への修理補助、文化観光資源保護思想の普及啓発など、行政の手が届かない分野へも幅広く保護の手を差し伸べておられ、特に京都市で観光客の集客が最も期待される四大行事では、その執行に大変重要な役割を果たされている。

このように、伝統行事を含む社寺所有の美術工芸品などの未指定文化財や歴史的建造物などの多くが、保護財団の補助



祇園祭山鉾巡行



蛇塚古墳



耳塚

や助成で修理・維持・継承されてきており、それが京都の持つブランドを高め、観光資源となっていることはいうまでもない。

そのほか、会報やカレンダーの発行、伝統行事功労者表彰、文化観光資源保護協力者感謝状の贈呈、関係団体への催し物への後援、インターネットによる情報発信などのほか、市内に点在する京都市管理史跡や天然記念物の深泥ヶ池などの維持管理業務も担当して頂き、少ないスタッフの皆さんの汗と努力により、京都市の文化財保護の一翼を担って頂いているのである。

この保護財団がフィールドとする京都市内には、平安京遷都以来、千年以上に亘って培われた様々な有形・無形の文化遺産が点在し、蓄積されている。その数は、国指定有形文化財である国宝の19.4%、重要文化財の14.5%が存在し、さらに有形・無形の民俗文化財や史跡・名勝・天然記念物・埋蔵文化財のほか、未指定の文化財も多数存在し、その数は他都市の追隨を許さないのは衆目の認めるところである。1994年には、世界遺産「古都京都の文化財」として17箇所の社寺城が登録され、そのうち京都市内には14件が存在し、さらに2009年9月30日には、アラブ首長国連邦のアブダビで開催されたユネスコの第4回政府間委員会において「京都祇園祭の山鉾行事」が「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載され、ユネスコ無形文化遺産に登録されることになった。

これら京都市内に残されてきた数多くの貴重な有形・無形の文化財を保存しつつ、修理・維持・管理し、継承するため、保護財団はこれまで助成や補助のほか様々な事業を展開して大きな実績を残してきた。そして、多くの社寺や文化財所有者、保存団体などから大変感謝されており、その役割は今後とも益々大きくなることが予想される。

そのためには、幅広く個人や企業からのご寄付をお願いし、基金の充実を図ることが不可欠であり、今後とも多くの皆さんのご理解とご支援をお願いしたい次第である。

保護財団の役割は、京都の持つブランドを根底から支える地味な仕事であるが、職員の皆さんのご健勝を祈りつつ、これから50周年、100周年を目指して、益々のご活躍とご発展を期待している。

（京都市文化市民局文化芸術都市推進室 文化財保護課長）



計 報

上山善紀 前理事長 遊去される

当財団の理事長として、平成2年から約18年間にわたりご就任いただきました上山善紀 近畿日本鉄道株式会社相談役が去る8月25日ご遊去されました。

これまで、財団の発展に多大なご尽力をいただき、京都の文化観光資源の保護に深いご理解とご支援を賜わってまいりました。理事長退任後も、顧問としてご指導をいただいていましたところ誠に残念でなりません。事務局では、生前のご功績に報いるよう、今後とも財団の充実発展に取り組んでまいりたいと存じます。

慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

事務局だより

財団設立40年を回顧する

財団が設立認可を受けた昭和44年12月1日から半年後の丁度、大阪万博が開催され、まさに日本の高度経済成長期でした。40年の回顧となりますと、この紙面枠で語ることは大変ですので、財団の基盤となります基金募金活動に絞って振り返ってみたいと思います。

設立当初、事業財源を生み出す基金（文化観光資源保護基金）募金目標額を10億円として、地元京都から3億円、大阪を中心とする関西から4億円、東京を中心とする関東から3億円を目指し掲げ、日本の宝としての京都の文化遺産の現状を知らせ、その保護の協力の呼びかけをはじめたのですが、2年を経過した時点で、寄せられた基金が5億円程度で、目標額の達成が危ぶまれる新聞記事が掲載される状態でした。事務局ではその対策を役員の指導を仰ぎながら進め、初代佐伯勇理事長をはじめ役員各位の支援のお陰で順調に進み、募金活動開始から5年目でその目標額達成を見たのであります。そして、四大行事をはじめ京都の文化観光資源保護を支える大きな柱となり、

その役割に大きな期待が寄せられたのであります。

しかしながら、個人からの協力度が低く、国民、京都市民へのPR不足でないかということで、文化財の特別公開事業、文化財カレンダーの発行、会報の発行など、現在行っている保護思想普及啓発事業に積極的に取組むようになりました。

その結果、毎月、毎年、あるいは文化財公開事業参加時に寄付される方など色々な形で協力いただく方ができました。また、伝統行事で伝承が危ぶまれるような内容の新聞記事が掲載された時、まだ幼い小学5年生から、一生懸命貯められていた小遣いを「伝統を守ってください。」と届けられた寄付、修学旅行に京都を訪れた中学生たちが小遣いを出し合って30年にわたって続けられてきた寄付もあります。何度か修学旅行中の中学生からの寄付の受け取りに立会い、挨拶する機会があり、「この寄付金は、京都の文化財を守るために基金として、未来永劫管理し、皆さんに再び京都を訪れられ、文化財修理が行われている現場を見られたとき、あのときの寄付金がこの修理に役立てられているのだと思ってください。」と伝えたとき、生徒たちが笑顔で反応してくれて、生徒の代表から、「教室で学んだ日本の歴史を伝える文化財を守り続けてください。」と握手されたことを今も忘れません。これまでに11校の中学校から180万円余にも及んでいます。更には、こよなく京都を愛し、京都の文化財遺産を守るために基金にと、遺言にて、逝去された平成14年に17億3,672万円もの寄付をいただき、多くの新聞に大きく取り上げられ、話題を呼びました。

昭和56年度には、保護事業費の高騰、助成金の目減りなどによる保護事業の充実を図るため、更に基5億円を追加目標に掲げ、現在は目標額を掲げず継続して、基金拡充募金活動を行っています。お陰で現在までの募金累計は33億7,000万円余に達し、このあたたかいご支援、ご協力に対し感謝と敬意を表する次第であります。

しかしながら、迎えた40周年、長引く経済不況、低金利の続く状況下、当財団の運営、文化観光資源保護事業はますます厳しい状況にあります。また、新公益法人制度への移行と公益認定取得に向けての組織、事業の再構築に取組む重要な転換期でもあります。

つきましては、最後に、更なる皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、財団設立40年の回顧のほんのひとコマにしか過ぎませんが終わらせていただきます。

(文：事務局 赤井 久克)



1989年当時、京都に修学旅行に来られた中学生の皆さんから寄付金が手渡される。

保護財団の活動

役員の異動

新任者の就任並びに団体の役員の交替に伴い、新役員が下記のとおり就任されました。
(敬称略・順不同)

[新任役員]

理事 繁 隆夫 (京都市会議長)
〃 安孫子和子 (京都市会副議長)
評議員 野村 哲也 (社団法人日本建設業団体連合会会長)
[退任役員]
理事 富 喜久夫
〃 小林 昭朗
評議員 梅田 貞夫

2009年度 助成事業

今年度の助成事業について、これまでに申請受付を行いましたところ文化財所有者・管理者並びに伝統行事・芸能保存執行団体から70件の申請がありました。

内訳は、文化観光資源保護事業12件、伝統行事・芸能の保存執行事業56件、自然環境保全事業、文化観光資源保護施設整備事業として各1件となっています。

主なものとしましては、正林寺(京都市東山区)の阿弥陀堂修理工事、泉涌寺(京都市東山区)の弥勒如来坐像修理などの申請がありました。

これまでに事務局で行いました各申請事業の内容調査をもとに調査資料を作成し、文化財専門委員会の審議をもって助成対象を決定いたします。



保護財団の活動

事業のご案内

■京の文化財探訪

紅葉の尼門跡寺院「靈鑑寺」の文化財を訪ねて
尼門跡寺院「靈鑑寺」の秋の特別公開を実施します。紅葉する庭園を回遊し、京都市指定文化財の建物や狩野派の書院襖絵、御所人形などを鑑賞していただきます。



◆日時：11月21日(土)～29日(日)9日間
午前10時～午後4時
(受付は、午後3時30分まで)

◆場所：京都市左京区鹿ヶ谷御所の段町

◆参觀料：500円(中学生以上。文化財保護協力金)

■財団設立40周年記念

第40回 京の郷土芸能まつり
—都の賑わい 祭り まつり— 開催
京都市の郷土芸能の中から今回は、設立40周年と公演40回を記念して、テーマを「京都の念佛狂言」と題して開催します。



◆日時：2010年2月28日(日)
開演 14:00 (2時間30分公演)
◆会場：京都会館第2ホール(京都市左京区)
◆出演芸能：壬生狂言(重要無形民俗文化財)、嵯峨大念佛狂言(重要無形民俗文化財)、神泉苑狂言(京都市登録無形民俗文化財)、千本えんま堂大念佛狂言(京都市登録無形民俗文化財)

◆料金：1,700円(1階・座席指定)

※会員の皆様は、一般料金1,700円を1,300円にてご優待いたします。(事前申込制。1人2枚まで。)

会員限定事業

■京の三大祭観覧ご招待 —葵祭—

来年5月15日(土)に行われます「葵祭」行列の当財団観覧席(京都御苑)に30名様をご招待します。(会員本人様のみ)

※ご招待は、来年行われます「葵祭」、「祇園祭」、「時代祭」のいずれか一つに限らせていただきます。なお、祇園祭、時代祭は、次号の会報でご案内いたします。

■数寄屋建築の茶苑「四君子苑」特別鑑賞

非公開で、国登録有形文化財の北村美術館「四君子苑」(京都市上京区)の庭園や茶室などの数寄屋建築と美術館秋の特別展を、特別にご鑑賞していただきます。

◆日時：10月30日(金)・

31日(土)
午前10時～
午後4時

◆定員：200名

(会員本人様のみ・事前申込制)



■近代の名庭「有芳園庭園」特別鑑賞

東山を借景とした非公開の「有芳園」の庭園と「泉屋博古館」秋の特別企画展を、特別にご鑑賞いただきます。

◆日時：11月27日(金)

午前10時～(所要時間 約2時間)

◆定員：80名(会員本人様のみ・事前申込制)

※数寄屋建築の茶苑「四君子苑」及び近代の名庭「有芳園庭園」特別鑑賞につきましては、ご案内、お申し込みは既にご送付させていただいておりますのでご注意下さい。

京の文化財グッズ

'10年版京の文化財卓上カレンダー

◆テーマ：『京の仏像』

◆規格：11.9×13.8cm(CDケースサイズ)・15枚組(表紙・'11年1月カレンダー・'11年12ヵ月含む。解説有り。)

◆掲載対象：表紙／妙法院「木造 雷神像」、1月／法界寺「木造 阿弥陀如来坐像」、2月／法金剛院「厨子入 木造 十一面觀音坐像」、3月／妙法院「木造 二十八部衆立像・摩和羅女像」、4月／左京区大原(町有)「木造 十一面觀音立像」、5月／長講堂「木造 阿弥陀如來及兩脇侍像」、6月／妙法院「木造 風神像及千手觀音立像」、7月／妙心寺「三門上層部觀世音菩薩及十六羅漢像」、8月／壬生寺「木造 地藏菩薩立像」、9月／赤間藥師堂「木造 藥師如來坐像」、10月／即成院「木造 阿彌陀如來及二十五菩薩坐像」、11月／神護寺「木造 五大虛空藏菩薩坐像」、12月／教王護國寺(東寺)「五重塔初層内部諸像」、'11年1月／大神宮社「木造 阿彌陀如來坐像」



◆料金：500円

(賛助金として事業の推進に充当させていただきます。)送料は、不要。

※特別会員の方及び文化財グッズ贊助金のお申し込みをおいていただいている皆様には、進呈いたします。

ご招待・優待事業・カレンダー申込方法

上記のご招待・優待事業・カレンダーをご希望の方は、当会報に同封しています申込用ハガキ又はインターネットホームページの会員サイトからお申込下さい。

◆申込資格：会員本人様に限る

◆申込締切日：「京の郷土芸能まつり」ご優待、「京の三大祭観覧・葵祭」ご招待事業は、「10年1月15日(金)必着。なお、「京の郷土芸能まつり」をお申込の方には、お申し込み後に改めてご案内の通知を送付させていただきます。「京の三大祭観覧・葵祭」は、申込多数の場合は抽選とし、当選者の方のみご招待状を5月初旬頃に送付させていただきます。

助成文化財の紹介－表紙写真解説－

しんせんえんきょうげん
神泉苑狂言

(神泉苑狂言講社・京都市登録無形民俗文化財)



京都の念仏狂言は、大念佛あるいは大念佛狂言といわれ、仏教の教化活動のため宗教劇として始まり、しだいに能狂言などを取り入れ芸能化してきたもので、壬生狂言(壬生寺)、嵯峨大念佛狂言(清涼寺)、千本えんま堂大念佛狂言(引接寺)、それに神泉苑狂言が伝承されている。

神泉苑狂言は、壬生狂言の流れを汲み、神泉苑狂言講社が結成され、壬生狂言衆と地元の三条台若中の奉仕出演などによって始められたもので、神泉苑境内の狂言堂において行われている。内容・形態とも壬生狂言とほぼ同じで、鰐口、笛、太鼓の囃子に合わせた身振りによる無言劇であり、宗教物、世話物、太刀物など種々約30番の演目がある。

公演日時 毎年5月1日～4日

場 所 神泉苑狂言堂

(京都市中京区御池通神泉苑町)

問合せ先 神泉苑 TEL (075)821-1466

京都の文化遺産を守り伝えるための募金に

－皆様の更なるご支援をお願いします－

当財団では、皆様からの募金を京都市文化観光資源保護基金にして、京都の文化観光資源の保存修理や伝統行事・芸能の保存執行などに対し助成事業を行っています。

事業活動を今後とも維持発展させていくため、皆様からの追加募金や新規募集の呼びかけになお一層のご支援・ご協力をお願いします。

※お知り合いの方で入会をご希望される方がおられましたら活動を紹介していますパンフレットなどをご送付しますので、事務局までご連絡下さい。

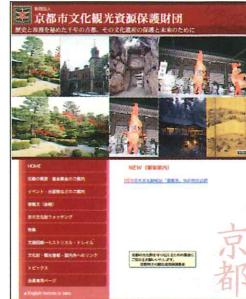
お願い

寄附金にご協力をいただく際には、新しい納付書をご利用下さい。なお、納付書が必要な方は、送付いたしますので事務局までご連絡下さい。

インターネットホームページ

<http://www.kyobunka.or.jp>

—京都 その文化遺産の保護と未来のために—



当財団の事業活動や京都の文化財などの紹介・情報発信を行っています。

又、会員専用のサイトでは、事業のお申込案内や会員皆様からのお便りなどを掲載しています。

京都の文化財に関するお便り、思い出の写真や当財団の事業活動、会報などのご意見・ご感想、ご提案又、会員皆様方同士の呼びかけや交流などの内容を紹介させていただきますので、気軽にお寄せ下さい。郵便でも結構です。※写真は、プリントしたものにコメントを添えてお送り下さい。(お一人1点)

編集後記



当財団も本年で設立40周年を迎えることになりました。本号では、特に財団と関わりの深い3名の方々からご寄稿を賜り、これまで取り組んできました活動に対する賛辞や今後の更なる活動へのご要望などをいただきました。

事務局では、これまで築いてまいりました基盤をもとに今後なお一層皆様のご期待に添えるよう努めてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

会報

No.98

会報題字／理事長 山口昌紀
表紙撮影／神崎順一（写真家）

2009.11.1

編集・発行／財団法人京都市文化観光資源保護財団
〒606-8342 京都市左京区岡崎最勝寺町13 京都会館内
URL <http://www.kyobunka.or.jp>
TEL:075(752)0235 FAX:075(752)0236